

北広島町スポーツ団体情報ページ「Enjoy きたスポ」掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町民がスポーツに興味を持ち、親しむことができるような情報を発信することにより、スポーツを推進することを目的として北広島町スポーツ団体情報ページ「Enjoy きたスポ」(以下「本ページ」という。)の団体登録に関する掲載について、必要事項を定めるとともに、本ページを利用して情報を掲載する全ての団体が遵守しなければならない事項を定める。

(団体登録の要件)

第2条 本ページから情報を発信できるものは、次の各号の全ての要件を満たし、町長が掲載の承認をした団体(以下「掲載団体」という。)とする。

- (1) 町内で活動するスポーツ関係団体(クラブやサークル等を含む)であること。
- (2) 継続的・組織的に活動しており、責任者が特定できること。
- (3) 参加を不当に制限していないこと。
- (4) 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ア 公序良俗に反する、又は反する疑いのある活動
 - イ 法令等に違反、又は違反する疑いのある活動
 - ウ 特定の宗教並びに特定の教派、宗派及び教団に関する活動
 - エ 特定の政党その他の政治団体及び公の選挙に関し特定の候補者を支持する活動
 - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)並びに暴力団員の統制下にある活動
 - カ 本ページの運営を妨害しようとする活動
 - キ その他、運営者が適当でないと認めた活動

(団体登録の申請)

第3条 前条の要件を満たし、掲載しようとする団体は、スポーツ団体情報ページ「Enjoy きたスポ」掲載申請書(様式第1号)を町長に申請しなければならない。

(団体掲載の審査)

第4条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、審査の結果をスポーツ団体情報ページ「Enjoy きたスポ」掲載承認通知書(様式第2号)又はスポーツ団体情報ページ「Enjoy きたスポ」掲載不承認通知書(様式第3号)により申請した団体に通知するものとする。

(登録の内容変更)

第5条 掲載団体は、掲載の内容を変更しようとするときは、スポーツ団体情報ページ「Enjoy きたスポ」掲載申請書(様式第1号)に変更する内容を記載し、町長へ提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは掲載情報を変更するものとする。

(登録の取下げ)

第6条 掲載団体は、掲載を取下げしようとするときは、スポーツ団体情報ページ「Enjoyきたスポ」掲載申請書(様式第1号)に掲載を取り下げる旨を記載し、町長へ提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、掲載情報を削除するものとする。
- 3 町長は、掲載を取下げた団体に対し、提出書類等の返却を行わないものとする。

(掲載団体による情報提供)

第7条 掲載団体は、次の各号に掲げるものについて、町長の承認を受けて本ページで提供することができる。

- (1) プロフィール
 - (2) 活動紹介
 - (3) その他、町民のスポーツ活動に必要とされる情報
- 2 掲載団体は、次の各号に該当する情報を提供してはならない。
- (1) 公序良俗に反する、又は反する疑いがある情報
 - (2) 法令等に違反、又は違反する疑いがある情報
 - (3) 他の掲載団体及び第三者の著作権、肖像権及び知的財産権を侵害する情報
 - (4) 他の掲載団体及び第三者を誹謗又は中傷する情報
 - (5) 他の掲載団体及び第三者に不利益を与える情報
 - (6) 選挙活動、政治活動、宗教活動、スポーツに関連しない営業活動、その他これに類似する情報
 - (7) 本ページの運営を妨害する情報
 - (8) その他、社会通念上、適当でないと町長が認める情報
- 3 掲載団体は、前項の規定に該当する指摘を町長から受けた場合は、情報の修正又は削除を行わなければならない。

(掲載の取消)

第8条 町長は、掲載団体が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載団体の承諾を得ることなく、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により登録を受けたとき。
 - (2) 二重登録を行ったとき。
 - (3) 第2条に規定する登録要件を欠いたとき。
 - (4) 前条第2項に規定する禁止事項を行ったとき。
 - (5) 本ページの運営を妨害したとき。
- 2 町長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、団体掲載取消通知書(様式第4

号)により、当該団体へ通知するものとする。

3 運営者は、掲載を取り消した団体に対し、提出書類等の返却を行わないものとする。

(情報提供の中断及び停止等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載団体の承諾を得ることなく、情報提供の一部若しくは全部を一時中断又は停止することができるものとする。

- (1) 本ページの定期保守、更新又は緊急の場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、情報提供が困難な場合
- (3) 不正アクセスにより、情報提供が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により、情報提供が困難と判断した場合

(ページ内容の変更及び閉鎖)

第10条 町長は、掲載団体の承認を受けることなく、本ページの内容を変更し、追加し、又は中止することができるものとする。

2 町長は、一定の予告期間をもって本ページの閉鎖を行うことができるものとする。

(免責)

第11条 町長は、理由の如何を問わず、本ページの内容の変更、追加又は中止若しくは本ページの中断、停止、閉鎖したこと等に起因して生じた不利益及び損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 町長は、本ページの情報等に起因して生じた不利益及び損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 町長は、本ページの閲覧者が本サイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の保証責任を負わないものとする。

4 掲載団体は、本ページを通じて提供される情報に関し、掲載団体間又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、運営者に損害を与えてはならない。

(庶務)

第12条 本ページの運営に関する庶務は、まちづくり推進課において行う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。